



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会社名 オーミケンシ株式会社
代表者名 取締役社長 龍寶 惟男
(コード番号 3111 東証・大証第二部)
問合せ先 常務執行役員管理部長 奥野 良幸
(TEL 06 - 6205 - 7300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 144 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下の通り変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第七条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第七 条 (株券の発行)</u> 当社は、株券を発行する。</p> <p>第 八 条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第 九 条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行) 当社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の单元株式数は、それぞれ千株とする。 当社は、<u>第七 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 十 条 (单元未満株式の権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 一、会社法第一八九条第二項各号に掲げる権利 二、取得請求権付株式の取得を請求する権利 三、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 十 一 条 (株式取扱規則) (条文省略)</p> <p>第 十 二 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 十 三 条 ~ 第 三 十 九 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 七 条 (自己の株式の取得) (現行の通り)</p> <p>第 八 条 (单元株式数) 当社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の单元株式数は、それぞれ千株とする。</p> <p>第 九 条 (单元未満株式の権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 一、会社法第一八九条第二項各号に掲げる権利 二、取得請求権付株式の取得を請求する権利 三、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 十 条 (株式取扱規則) (現行の通り)</p> <p>第 十 一 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び、<u>新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿及び、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 十 二 条 ~ 第 三 十 八 条 (現行の通り)</p> <p>(附則)</p> <p>第 一 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 二 条 <u>前条及び本条は、平成二十二年一月五日まで有効とし、平成二十二年一月六日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上